

担当部署: 都市建設課

処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	柴田町都市公園条例 第15条(第16条において準用する場合を含む。)
例 規 番 号	昭和45年条例第3号

【基準】

第15条の規定による。

(使用料の減免)

第15条 町長は、法第5条第1項、法第6条第1項、同条第3項、第3条第1項若しくは同条第1項の 許可を受けた者又は有料公園等を利用する者の責めに帰することのできない理由によっ て、それらの許可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなった場合その他町 長が必要と認める場合においては、使用料の全部又は一部を免除することができる。

標準処理期間 3日

備考